

いちい信用金庫はコンプライアンスの強化に努めています

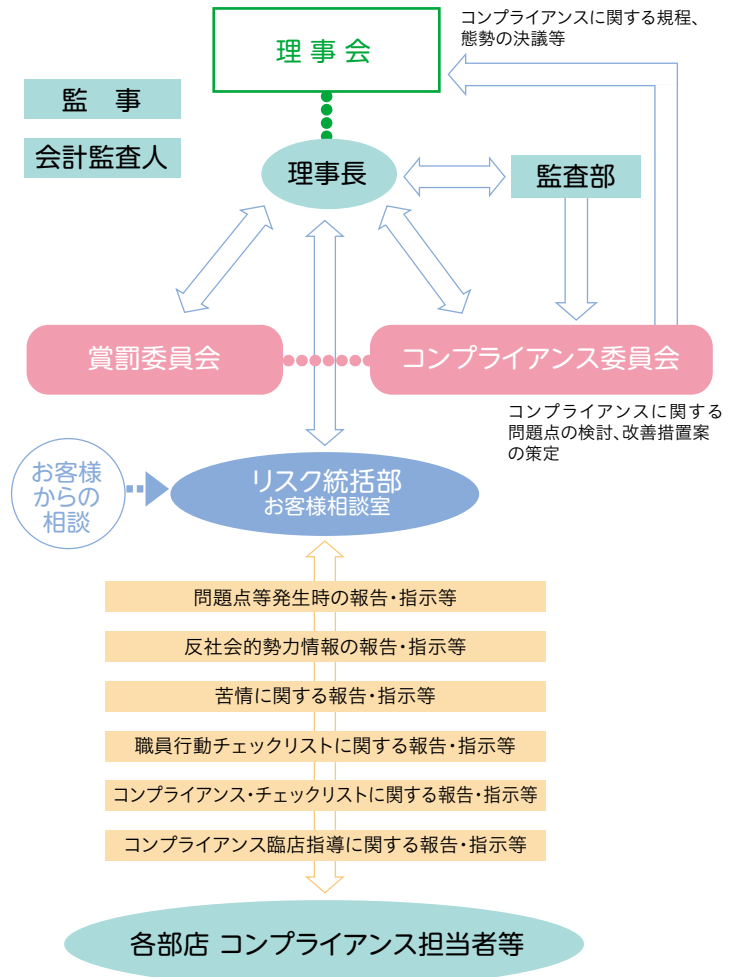
コンプライアンスに関する考え方

コンプライアンスとは、法令・規則および確立された社会規範等の"ルール"を守することを意味します。

コンプライアンス態勢の確立は、いちい信用金庫が公共的使命と社会的責任を遂行していくための重要な課題と位置づけております。

このため、いちい信用金庫倫理規程を定め、それを基に、各種の規程を制定しております。また、代表理事を委員長として構成する「コンプライアンス委員会」を設けて、コンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。

各店舗にはコンプライアンス担当者を置き、法令遵守の徹底に努めております。



コンプライアンスに関する規程

1. いちい信用金庫倫理規程

- (1) いちい信用金庫の企業憲章
- ①社会的責任と公共的使命を全うする「いちい信用金庫」
 - ②法令やルールを厳格に守る「いちい信用金庫」
 - ③透明感が高い「いちい信用金庫」
 - ④反社会的勢力に立ち向かう「いちい信用金庫」
- (2) いちい信用金庫役職員の行動規範

- 2. コンプライアンス委員会規程
- 3. コンプライアンス・マニュアル
- 4. 顧客サポート等管理規程
- 5. 公益通報者保護規程
- 6. 反社会的勢力への対応規程

顧客保護等管理態勢について

当金庫が提供している業務やサービスをご利用の方(これからご利用される方を含みます)の保護および利便性の向上の重要性を認識し、顧客保護等管理態勢の整備・確立のために「顧客保護等管理方針」ならびに「顧客保護等管理規程」を定めております。その中で、顧客説明管理・顧客サポート管理・顧客情報管理・外部委託管理・利益相反管理に関する管理態勢を明確化し、組織全体に周知させるとともに、法令等の改正や情勢の変化などに適切に対応して、その機能の有効性を確保しております。

個人情報保護の取組みについて

お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)や行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等に基づき個人データを取り扱う部署において、管理者および点検責任者を設置する等、組織的、人的、技術的な安全管理措置を講じております。また、利用目的や開示等についての公表すべき事項を当金庫ホームページへ掲載し、ポスターの掲示等によりお知らせしております。

当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を明確にし、ご本人の同意を得ている場合や法令に基づく場合等を除き、個人データを第三者に開示しておりません。また、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めております。

金融商品取引法および金融商品販売法への対応について

1. 当金庫は、お客さまの資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実、公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めております。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

■ 与信取引に関する説明態勢について

信用金庫法第89条第1項で準用する銀行法第12条の2第2項、第13条の3および信用金庫法施行規則第113条、第126条に基づき、与信取引における重要事項の説明態勢に係る規程を制定し、お客さまに安心してお取引いただけるよう、ご融資におけるお客さまへの説明義務・説明責任の徹底を図っております。

■ 「お客様本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に関する取組方針」の制定について

お客さまの安定的な資産形成に資するため、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、当金庫の安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目的に取組方針を制定し、ホームページで公表しております。

■ 金融犯罪等に対する対応について

● 偽造・盗難カード等による被害補償について

平成18年2月10日「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(以下、「預金者保護法」といいます。)が施行されたことに伴い、お客さまが安心してキャッシュカードをご利用いただけるよう「カード規定」を改定し、偽造・盗難カード等を用いたATM(現金自動預払機)からの不正な預金払戻し被害について、「預金者保護法」に基づき補償をしております。

また、「預金者保護法」の趣旨を踏まえ、盗難通帳(証書)やインターネットバンキングによる不正な預金払戻し被害についても補償をしております。

なお、被害補償の対応窓口は全営業店に設置しております。また、偽造・盗難カード被害等に遭われたときの届出受付先はホームページ(<http://www.shinkin.co.jp/ichii/>)にも掲載しております。

● キャッシュカードを安全にご利用いただくために

キャッシュカードの盗難、偽造による被害等の拡大を防止するため、ご利用限度額について次の対策を講じております。

1. ATMによるお引出しおよび振込限度額を1日あたり100万円に制限しております。
2. お客様のご希望により、1日あたりのお引出限度額を1,000円～200万円に、振込限度額を1,000円～1,000万円に変更することができます。
3. ATMによる1日あたりのお引出回数を任意に設定いただけます。

● 特殊詐欺被害防止のための取り組みについて

「特殊詐欺」とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、インターネット・オークション等を利用した詐欺、還付金等詐欺などにより他人の財産を不当に取得する方法として預金口座への振込みを利用した犯罪をいいますが、最近ではキャッシュカードと暗証番号をだまし取るといった手口も見られます。

当金庫では、特殊詐欺の被害を防止することを目的に、高齢者のお客様が多額の現金を引き出しされる際は、現金に替えて自己宛小切手(預金小切手)のご利用をお勧めしています。

この場合、自己宛小切手(預金小切手)は、無料で発行させていただきます。

また、65歳以上のお客様の口座のうち、当金庫のATMで3年間キャッシュカードによる振込みをされていない口座は、振込限度額を「0円」としております。

さらに、70歳以上のお客様の口座のうち、ATMで過去1年間キャッシュカードによる50万円超の現金引き出しをしていない口座は、1日あたりのキャッシュカード引き出し限度額を「50万円」としております。

なお、特殊詐欺被害者の被害回復分配金の支払手続等については、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)により、適切な対応をしております。

● 犯罪収益移転防止について

当金庫では、預金口座がマネー・ローンダリングやテロ資金供与といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、口座開設時等の取引時確認や、犯罪に利用されるおそれのある口座の当局への届出(「疑わしい取引の届出」)を行っております。

また、金融庁から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」が公表され、同ガイドラインに基づき、リスク評価書や顧客受入方針を作成するなどの態勢整備を図っております。

● インターネットバンキングに係る不正送金の防止について

インターネットバンキングに係る不正送金の防止を図るため事務取扱要領を制定し、適切な対応をしております。また、平成30年7月から法人インターネットバンキングの振込時にはワンタイムパスワードの利用を必須化しております。

■ 反社会的勢力等への対応について

反社会的勢力の不当な要求や介入を断固排除し、確固たる信念で立ち向うことを「いちい信用金庫の企業憲章」および「反社会的勢力に対する基本方針」に掲げ、「反社会的勢力への対応規程」および「反社会的勢力への対応マニュアル」において、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制等や各種の取引にあたっての具体的な対応を定めているほか、外部専門機関との連携を強化しております。

■ 金融ADR制度への対応について

● 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日の9時～17時に営業店(電話番号は「店舗のご案内」本編P40・P41を参照)またはリスク統括部(電話:0120-548-138)にお申し出ください。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、愛知県弁護士会紛争解決センター(電話:052-203-1777)または東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記東京の弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク統括部」にお尋ねください。